

○松田町寄自然休養村管理センター条例施行規則

昭和53年4月1日
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、松田町寄自然休養村管理センター条例(昭和53年松田町条例第7号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 松田町寄自然休養村管理センター(以下「センター」という。)の利用時間は次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

- (1) 集会等の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。
- (2) 宿泊の利用時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。

(休館日)

第3条 センターの休館日は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時休館することができるものとする。

- (1) 12月28日から翌年1月3日まで

(利用の許可申請)

第4条 条例第4条の規定により利用許可を受けようとする者(以下「申請人」という。)は、利用しようとする日から起算して5日前までに利用許可申請書([第1号様式](#))により利用を申し込まなければならない。ただし、町長が特に止むを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(利用許可)

第5条 町長は、前項の申請があった場合には必要な事項を調査し、許可することに決定したときは利用許可書([第2号様式](#))を申請人に交付する。

(利用の変更)

第6条 利用許可を取り消し、又は変更しようとする者は、利用しようとする日の3日前までに利用変更等申請書([第3号様式](#))により申し出なければならない。ただし、町長が特に止むを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(利用料金の減免)

第7条 条例第7条の規定により利用料金の減免を受けることができる者は、[次の各号](#)に掲げるものとする。

- (1) 町主催の行事に使用するとき。
- (2) 自然休養村関係の会議を開催するとき。
- (3) その他町長が公益上必要と認めたとき。

(利用料金の還付)

第8条 条例第8条ただし書の規定により既納利用料金の全部又は一部を還付する場合は、[次の各号](#)の1に該当するときに限るものとする。

- (1) 天災、その他不可抗力により使用することができなくなったとき。

(利用の心得)

第9条 利用者は、センター使用につき、係員の指示に従い、[次の各号](#)に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用前後は係員に申し出ること。
- (2) 許可を受けた室、並びに器具以外は無断で使用しないこと。
- (3) 利用は、許可された時間内に終了すること。
- (4) 利用が終ったときは、清掃のうえ係員に引き継ぐこと。

(指定管理者の管理に係る読み替え)

第10条 センター施設の管理を条例第3条第1項に規定する指定管理者が行う場合においては、[第4条](#)、[第5条](#)及び[第6条](#)中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

附 則

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(平成元年1月26日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年8月24日規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

[第1号様式](#)

(第1号様式)

利用許可申請書

許可年月日	年 月 日	
利用料減免の有無	利用料	許可番号
有 無	円	第 号

利用の日時	月 日(曜日) 時から 時まで		
利用の目的			
利用場所及び室名	会議室・休憩室1234	参加予定人員	名
利用する設備	有 無 内容		
入場料等の有無	有 無	その他事項	

次の事由により利用料を 減額・免除 願います。
利用料減免事由

松田町寄自然休養村管理センター条例並びに同施行規則によつて上記のとおりセンターの施設及び設備を使用したいので申請いたします。

年 月 日

住 所
申請人 氏 名 ㊟

松田町長 殿

(第2号様式)

利用許可書

許可番号	第 号	許可年月日	年 月 日	
利用の日時	月 日(曜日) 時から 時まで			
利用の目的				
利用の場所及び室名	会議室・休憩室 1234	参加 予定 人員	名	
利用する設備	有 無			
利 用 料	円	利用料減免 の 有 無	有 無	

上記のとおり自然休養村管理センターの利用を許可いたします。おつて、下記記載の利用心得をかたく守つて下さい。

年 月 日

殿

松田町長

センター利用の心得

- 1 センター利用の前に利用料を払い込むこと
- 2 利用の前後には必ず職員に申し出ること
- 3 利用を認められた室及び器具以外は無断で使用しないこと
- 4 施設、設備用具を破損したときは職員の指示を受け弁償すること
- 5 電話を使用したときは必ず料金を払い込むこと
- 6 利用時間は正確に守ること
- 7 利用後の清掃は確実に実施すること
- 8 酒類は持ち込まないこと
- 9 お茶、燃料は利用者が負担すること

(第3号様式)

利用変更等申請書

- 1 利用の変更
 - 2 利用の中止
- 変更・中止の理由

	変 更 前	変 更 後
利 用 の 日 時		
利 用 の 目 的		
利用の場所及び室名		
参 加 予 定 人 員	名	名
利 用 す る 設 備		
利 用 料		
利用料減免の有無		
そ の 他 事 項		

上記のとおり松田町寄自然休養村管理センター条例並びに同施行規則によつて利用の変更・中止を申請します。

年 月 日

住 所
申請人 職 業
氏 名



松田町長 殿